船橋市監査委員告示第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定に基づき、包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和８年１１月６日

船橋市監査委員　栗林紀子
同　齋藤弘之
同　浦田秀夫
同　日色健人

令和６年度

市長からの通知年月日　令和８年１０月１９日

年度管理番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
14	住宅政策課	89	指摘	取得原因は、船橋市公有財産規則第34条に定める台帳価格を記載する前提として明確にする必要があり、財産台帳の必要事項であることから、その取得原因を過去の資料や登記情報等をもとに明らかにして、財産台帳を適切に修正すべきである。少なくとも現状の「原因不明（受）」や「登載漏れ（受）」という記載は、取得原因の説明としては不適切であり、台帳価格が第34条の第何号に基づく額であるかが明確とならない。	R7.10.20	取得原因が不明となっている財産について、登記簿等を確認し、令和8年2月に財産台帳を修正した。	左記のとおり措置済み。
16	住宅政策課	92	指摘	住宅政策課が所管する公有財産については、船橋市公有財産規則第32条に基づき、その管理する公有財産について、実態を明らかにしておかなければならない。従って、実態と異なる事実が判明した場合は速やかに財産台帳の情報を更新又は修正しなければならない。	R7.10.20	財産台帳を再確認したところ、一部において重複した登録が見られたため、重複した登録箇所について、令和8年2月に財産台帳を修正した。	左記のとおり措置済み。
22	住宅政策課	104	指摘	債務の承認及び納付誓約書は、船橋市債権管理条例施行規則の第3号様式に従って画一的に作成しなければならない。また、債務名は用語を統一しなければならない。なお、第3号様式では実務上の支障が生じると考える場合は、市営住宅家賃等の特性を踏まえて、再度、住宅家賃等事務処理要綱に別の様式を定めてこれを使用するべきである。	R7.10.20	令和8年1月に船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を改正し、新たに様式を定めた。	左記のとおり措置済み。
26	住宅政策課	114	指摘	家賃の滞納が6か月以上となった入居者については、住宅家賃等事務処理要綱第7条の最終通告書及び第8条の市営住宅明渡請求書を発送し、退去を求めなければならない。	R7.10.20	令和8年1月に船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を改正し、最終通告書及び明渡請求による対応に替えて、金銭債権訴訟に係る通告書による対応へ見直した。	左記のとおり措置済み。
32	住宅政策課	121	指摘	催告書は、遅延損害金指針の定めに従い、その時点での遅延損害金の額を明示し、遅延損害金算定の日を催告書上に加筆したうえで発送されなければならない。そのために、住宅政策課において遅延損害金を適時に計算できる体制を構築しなければならない。	R7.10.20	催告書における遅延損害金の明示について、現在構築中の新システムにて対応することとしており、令和9年4月からの運用を予定している。	左記のとおり措置済み。
34	住宅政策課	125	指摘	市営住宅使用料等の滞納者に対して発送する催告書は、住宅家賃等事務処理要綱及び遅延損害金指針に従って作成されなければならない。そのためには、まず住宅家賃等事務処理要綱の第1号様式を改正する必要がある。そして、改正後は第1号様式に従った催告書を滞納者に送付しなければならない。	R7.10.20	令和8年1月に船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を改正し、催告書の様式を現在使用している様式と一致するよう修正した。 遅延損害金の明示については、現在構築中の新システムにて対応することとしており、令和9年4月からの運用を予定している。	左記のとおり措置済み。
63	市民安全推進課	171	指摘	市民安全推進課は関係部署と連携し未判定項目が無いように現地調査を行い、建築物が倒壊等するおそれがあるかどうかを正確に判定して特定空家等の認定を漏れなく実施しなければならない。また、調査しても確認できないような状況も想定されるのであれば、あらかじめその場合の判定を基準等に規定すべきである。	R7.10.20	令和7年度中に実施予定だったが延期となった現地立入調査を令和8年度中に実施することを検討している。	令和7年度中に実施予定だが延期となった現地立入調査を令和8年度中に実施し、その状況等を踏まえ判定項目について庁内関係課と検討していく。